

【資料編】

資料1 統計法の概要

1. 目的 (第1条)

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

2. 公的統計の体系的整備 (第2条～第31条)

- ・ 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置付け
- ・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定（おおむね5年ごとに変更）
- ・ 国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・客観性を確保
- ・ 行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことによって品質確保や重複是正を図るとともに、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための調査（基幹統計調査）における適正確実な報告を担保
- ・ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計の作成方法について、総務大臣が必要に応じて意見を述べることとすることにより、公的統計の品質を確保
- ・ 行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確性や効率性を向上させるとともに、統計調査における被調査者の負担を軽減

3. 統計データの利用促進と秘密の保護 (第32条～第43条)

- ・ 委託に応じた集計による統計の提供（オーダーメード集計）や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応（提供の対価として手数料を徴収）
- ・ 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

4. 統計委員会の設置 (第44条～第51条)

- ・ 基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を内閣府に設置することにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備を推進

5. 罰則等

○ 雜則（第52条～第56条）

- ・ 公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化
- ・ 法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表

○ 罰則（第57条～第62条）

- ・ 行政機関が行う統計調査秘密漏えい等に関する罰則や統計調査事務の受託者に対する罰則

「公的統計の整備に関する基本計画」概要

資料2

1 公的統計基本計画とは

- ◆根拠：統計法（平成19年法律第53号）第4条
- ◆目的：各府省が必要な統計を作成する「分散型統計機構」の下、公的統計の整備に関する目標や具体的な取組を政府全体で共有し、総合的かつ計画的な統計整備を推進
- ◆期間：おおむね5年間
- ◆策定手続：総務大臣は、基本計画の作成又は変更に当たり、統計委員会の意見を聴き、国民の意見を反映させるための措置を講じた上で、閣議決定を求める。
- ◆フォローアップ：毎年、総務大臣が推進状況を取りまとめて公表。統計委員会が推進状況を評価

2 公的統計基本計画の変更

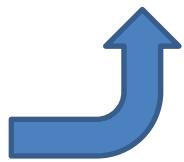
- ◆現行の第Ⅰ期基本計画（平成21年3月閣議決定）は、平成25年度末をもつて計画期間が終了
- ◆統計をめぐる社会経済情勢の変化、公的統計の整備に関する施策の取組状況等を勘案し、第Ⅱ期基本計画（平成26年4月から約5年間）を策定

平成25年5月17日	総務大臣から平成24年度の第Ⅰ期基本計画の推進状況を統計委員会に報告
10月9日	統計委員会から第Ⅱ期基本計画に関する基本的な考え方を総務大臣に提示
10月30日	総務大臣から第Ⅱ期基本計画案を統計委員会に諮問
10月31日～11月29日	国民に意見公募
平成26年1月31日	統計委員会から総務大臣に答申
3月25日	閣議決定

第Ⅱ期公的統計基本計画の概要

1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

統計の体系的整備・有用性の確保・向上



- ① 統計相互の整合性の確保・向上
- ② 國際比較可能性の確保・向上
- ③ 経済・社会の環境変化への的確な対応
- ④ 正確かつ効率的な統計作成の推進
- ⑤ 統計データのオープン化・統計作成過程の透明化の推進

2 公的統計の整備

(1) 経済関連統計

- 国内総生産(GDP)を計算する基準を国連の新基準(2008SNA)に対応【計画6頁、31頁】
(例: 現行基準では費用としてGDPに含まれていない研究開発費を、新基準では投資としてGDPに計上。
参考1参照)

(2) 人口・社会、労働関連統計

- 失業に関するILOの新基準を踏まえ、失業者の定義(求職活動期間を現行の1週間から1か月)の変更について、試験調査等を行った上で、時系列比較にも留意しつつ検討【15頁、40頁】
➢ 非正規雇用をより的確に捉える労働者区分の見直しに向けた取組【15頁、40頁】
 - (事業所・企業を対象とした統計調査)
現行(2区分) → 変更後(3区分)
 - ・常用労働者
・有期雇用労働者
・臨時労働者
 - ・有期雇用労働者
 - ・日々・短期雇用労働者

第Ⅱ期公的統計基本計画の概要

3 公的統計の整備に必要な事項

(1) 統計作成の効率化、報告者の負担軽減等

- 統計調査の母集団情報となる事業所母集団データベースの充実、蓄積された情報を活用した統計の作成 [16頁、41頁]
- オンライン調査の推進 [18~19頁、42頁]
(例：平成27年国勢調査におけるオンライン調査を前回の東京都から全国に拡大。また、モバイル端末の普及状況を踏まえ、スマートフォンなどのオンライン報告手段の多角化に対応)

(2) 統計データの有効活用の推進等

- 政府統計の総合窓口（e-Stat）の機能拡充などの統計データのオープン化の推進 [26~27頁、46頁]
(API機能：政府の統計データを民間企業等のシステムが自動的に取得・更新。参考2参照)
(統計GIS：地理情報システム(GIS)の仕組みを活用し、統計データを背景地図とともに視覚化して提供するもの(地図で見る統計)。参考2参照)
- 政府が一般から委託を受けて統計を作成する(オーダーメード集計)場合の利用条件(学術研究の発展に限定)を緩和することを検討 [25~26頁、45~46頁]
➢ 統計分野における積極的な国際協力・国際貢献(発展途上国等からの研修生の受け入れ。参考3参照) [27~28頁、47頁]

4 基本計画の推進

- 府省間の連携を一層推進し、統計委員会におけるフローラップ等の取組の重点化 [29頁]
- 各種法定計画に基づく統計整備との整合性を確保しつつ取組を推進 [29~30頁]

資料3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制

基本計画(別表)に掲げられた事項		各府省個別事項 (適宜関係府省と連携)	複数府省連携事項	情報共有・調整	【公的統計基本計画推進会議】(平成21年4月23日設置)
府省横断的事項 各府省統計主管部局長等会議の下に検討会議等を設置し、政府一體的に取組	府省横断的事項 各府省統計主管部局長等会議の下に検討の場を設けることなどにより関係府省が協力して取組	担当府省が責任を持つて取組	<ul style="list-style-type: none">◆経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備（産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議）◆産業連閣表の作成方法の見直し（産業連閣部局長会議）等	<ul style="list-style-type: none">◆国民経済計算の推計手法の改善◆所管統計調査の改善等	<p>（目的：基本計画に掲げられた施策の推進及び同計画の見直しに必要な政府部内の連絡、調整及び検討 構成員：各府省の部局長級）</p>

資料4 オンライン調査の推進に係る各府省の検討状況又は進捗状況

各府省	平成26年度中の検討状況又は進捗状況
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業行動に関するアンケート調査について、平成26年度からオンライン調査を導入した（郵送調査と併用）。なお、調査対象企業に対しては、オンライン調査の特徴や回答方法を分かりやすく説明したパンフレットを配布している。また、調査協力依頼の際にも、オンライン調査導入を案内するなど、オンライン調査への理解を促し、オンライン回収率の向上を図った。 ・ 機械受注統計調査について、オンライン未利用企業に対して、提出方法を分かりやすく説明した資料を送付し、紙面提出からの切替えを促すことにより、オンライン回収率の向上を図っている。 ・ 法人企業景気予測調査について、オンライン利用企業に対しては、提出方法を分かりやすく説明したパンフレットの作成や担当者変更時における利用方法の案内を丁寧に行うなど、紙面提出への切替えを防ぐ方策を講ずることにより、オンライン回収率の維持向上を図っている。 ・ 消費動向調査について、オンライン調査の導入に関して、郵送調査とオンライン調査との比較検討のための試験調査を実施し、課題を抽出した。 ・ 青少年のインターネット利用環境実態調査について、平成26年度から、回答方法にオンラインによる回答を加えるとともに、次年度に向けて調査方法の一層の改善に向けた検討を行った。 ・ 特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査について、法人調査と市民調査双方において、オンライン調査を導入している。法人調査においては、法人から紙の調査票の送付依頼がある場合を除き、原則オンラインによる回答とすることにより、オンライン回収率の向上を図っている。市民調査においては、全体の回収率向上のためログイン情報とともに紙の調査票を送付しているが、「内閣府NPOホームページ」に調査や回答方法についての詳細と回答を入力するページへのリンクを掲載するとともに、その旨を調査協力依頼の際に周知することにより、オンライン回収率の向上を図っている。
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管する統計調査の実施状況等を踏まえ、必要に応じ各統計調査におけるオンライン調査の推進について検討しており、平成26年度においては、以下のとおり、経済センサス・基礎調査及び全国消費実態調査について、オンライン回答の対象を拡大するなどの取組を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年国勢調査について、これまでの有識者会議や第1次・第2次の試験調査の結果を踏まえ、第3次試験調査を実施し、本番を想定した実査事務の地方自治体における習熟を兼ねた最終的な検証を行った。また、これまでの検討結果を踏まえ、オンライン調査の全国展開やオンライン調査を推進するためのいわゆる「オンライン調査先行方式」による調査手法の導入を盛り込んだ実施計画案を平成26年6月に統計委員会に諮問し、同年10月に答申を得た。 ・ 労働力調査について、オンライン調査導入の検討を行うため、電子調査票の開発経費を平成27年度予算に計上した。 ・ 家計調査について、記入者負担の軽減及び調査実施業務の効率化を図るために調査票の電子化に向けた検討を行っている。平成26年度においては、スマートフォンによるレシート読み取り機能等の実行可能性について調査研究を行った。 ・ 個人企業経済調査について、「個人企業経済統計研究会」において調査の見直しの検討と併せてオンライン調査の導入の検討を行った。なお、平成27年度においても、同研究会において引き続き検討を行う予定である。 ・ 平成26年経済センサス - 基礎調査について、前回（平成21年）調査において一部の事業所（支社数10以上の企業）を対象として導入したオンライン調査を、全ての事業所でオンライン回答が可能となるよう、本社等一括調査対象に加え、調査員調査の対象事業所までオンライン回答対象を拡大した。 ・ 平成28年経済センサス - 活動調査について、前回（平成24年）調査において複数事業所を有する企業を対象とする直轄調査のみに導入したオンライン調査については、単独事業所を対象とする調査員調査においてもオンライン回答が可能となるよう、平成28年調査の試験調査における調査員調査ではHTML形式の電子調査票を開発、導入した。試験調査を受けて、平成28年調査では全ての事業所、企業に対してオンライン調査を導入する予定である。併せて、オンライン回答を促すために各調査用品の文言の工夫を行い、オンライン回答を推進するための広報を重点的に展開することを検討している。 ・ 平成26年全国消費実態調査について、前回（平成21年）調査において一部の市区で実施したオンライン回答については、調査員等の審査事務を省力化すると同時に、調査員が調査票を見ることによる世帯の忌避感を軽減することができるようになることから、平成26年調査において全国に拡大して実施した。また、世帯の方々の回答のしやすさを向上させるため、平成21年調査においてPDF形式で作成された調査票について、平成26年調査ではHTML形式に
--	--

	<p>変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家計消費状況調査について、平成27年1月調査開始世帯分から、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査（HTML形式）を導入した。 ・ サービス産業動向調査について、従来、オンライン回答を希望する調査客体のみに配布していたログイン情報を、平成25年11月以降全ての企業等に配布し、オンライン回答に係る手續を簡素化したことにより、企業等におけるオンライン回答率が大きく向上した。また、平成27年1月には全ての調査客体（企業等及び事業所）に対しログイン情報の配布を行った。 ・ 通信利用動向調査について、平成26年調査から、メール回答形式によるオンライン調査を実施した。また、平成27年調査での政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査の導入を目指して、予算要求を行った。 ・ 通信・放送業動態調査について、オンライン回答促進の観点から、平成27年7月期調査から、回答方法をオンライン調査に統一する取組を行うこととした。
財務省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人企業統計調査及び法人企業景気予測調査について、本省及び財務局等職員によるオンラインの協力依頼を継続的に実施している。特に、オンライン利用企業に対しては、提出方法を分かりやすく説明したパンフレットの作成や担当者変更時における利用方法の案内を丁寧に行うなど、紙面提出への切替えを防ぐ方策を講ずることにより、オンライン回収率の維持向上を図っている。また、電子調査票に利用しているExcelの最新バージョンに対応するため、予算要求を行った結果、平成27年度中にシステム改修をすることになった。 ・ 民間給与実態統計調査について、平成26年度実施調査（平成26年分調査）において、特定の階層の事業所に対しオンライン回答へ誘導する電子媒体（CD-ROM）を送付し、どの程度オンライン回答率に影響するか等、その効果を検証して平成27年度実施調査（平成27年分調査）における拡大の検討を行う。 ・ 医療状況実態統計調査について、オンライン調査を実施していないものの、各共済組合でレセプト情報管理システムを本格導入したことから、平成25年度調査から電子化可能なデータについては、一部電子化を行っている。 ・ 年金受給者実態調査については、無作為に抽出された受給者個人を対象としており、調査対象者に高齢者等が多数含まれていることから、オンライン調査にはなじまないと考える。

文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 子供の学習費調査について、平成26年度調査からオンライン調査を一部導入するとともに、次回調査に向けてオンライン回答率の向上方策を検討するため、調査客体に対するアンケート調査を行った。
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 患者調査等4調査について、新たにオンライン調査を導入した。また、所管統計調査のオンライン調査の促進のため、経由機関、関係団体へのオンライン調査実施の協力要請や調査客体への配付資料等においてオンライン調査の利用を促進するなどの取組を行った。 医療施設静態調査について、オンラインによる回収率の向上を図るため、一般診療所において試行的にオンライン調査を実施するとともに、前回もオンライン調査を実施した病院において電子調査票のチェック機能等を充実させた。
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度において、3調査（6次産業化総合調査、食品流通段階別価格形成調査及び食品産業企業設備投資動向調査）について新たにオンライン調査を行った。 オンライン調査の回収率の向上方策について、これまで調査対象へ事前にオンライン回答の有無を確認してオンラインのログイン情報を配布する手法を、全ての調査対象にログイン情報を配布する手法に変更したところ、オンラインによる回収率の向上がみられた。
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 所管統計調査のオンライン調査の促進のため、オンライン調査を未導入の場合は、調査の企画時においてオンライン調査の導入についても検討を行った。
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 所管統計調査に係るオンライン調査の促進のため、報告者に対して記入要領等でオンライン調査が可能な旨を案内するなど、オンラインによる回収率向上のための取組を行った。 事業所を対象とする月次の統計調査において、オンライン調査による効果が特に高くなることが期待されることから、電子メールを用いての調査報告など簡便な手法を取り入れる取組を行うとともに、次年度に向けてもオンラインによる回収率向上のため、費用対効果を勘案した手法などの検討を行う。
環境省	<ul style="list-style-type: none"> オンライン調査を導入している統計調査は、オンライン回答率向上のため、調査票等においてオンラインでの回答が可能な旨を周知している。
人事院	<ul style="list-style-type: none"> 所管統計調査のオンライン調査の促進のため、政府統計共同利用システムの活用等について、技術面、経費面、調査実施スケジュール及び回答率の維持の観点から検討を行った。

資料5 統計職員等の人才の育成・確保の状況

府省名	内閣府	総務省	財務省	文部科学省
統計部局における学等と 人材交流の実績(相手先 別途記載者数、受入者数等)	受入 ・日本銀行(3人)	[受入] ・大学等(1人)	無	[受入] ・大学(1人)
統計部局の主催する統計関 係の研究会等(学会、懇談 会等を含む)への外部有識 者の活用実績	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委員、臨時委 員又は専門委員) ⇒ 10人(1人) 2 参加する外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委員、臨時委 員又は専門委員) ⇒ 40人(6人) 3 上記2のうち平成26年度新規参加者の数 ⇒ 11人	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 10 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委員、臨時委 員又は専門委員) ⇒ 11人(1人) 3 上記2のうち平成26年度新規参加者の数 ⇒ 0人	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 2 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委員、臨時委 員又は専門委員) ⇒ 11人(1人) 3 上記2のうち平成26年度新規参加者の数 ⇒ 0人	無
統計部局職員による学会の 参加実績(参加者数/発 表論文数)	無	[大会等参加実績] ・日本人口学会第66回大会(10人) ・経済統計学会(1人) ・2014年度統計開拓学会大会(5人) ・地理情報システム学会(2人) ・情報処理学会(2人) [論文発表実績] ・日本人口学会第66回大会(1本) ・経済統計学会(1本) ・2014年度統計開拓学会連合大会(2本)	[大会等参加実績] ・日本人口学会第66回大会(10人) ・経済統計学会(1人) ・第23回地理情報システム学会(2人) [論文発表実績] ・日本人口学会第66回大会(2本) ・2014年度統計開拓学会連合大会(2本)	無
統計部局職員による学会の 活動実績(参加者数/発 表論文数)	無	[自己啓発等休業制度] ・大学院(1人)	[自己啓発等休業制度] ・大学院(1人)	無
統計部局による留学制 度や自己啓発等休業制度の 活用による大学等(大学院 の講義等)の活用実績	無	[国内研修] ・本科(15人) ・統計人門課程(747人) ・統計基礎課程(118人) ・統計専門・応用課程(244人) ・特別コース(22人) ※延べ受講者数: 1,320人 ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数: 104人	[国内研修] ・本科(15人) ・統計人門課程(747人) ・統計基礎課程(118人) ・統計専門・応用課程(244人) ・特別コース(22人) ※延べ受講者数: 1,320人 ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数: 104人	無
統計・セミナー等の実施状況	[国内研修] ・計量経済分析入門 ・国際統計計算(93SNA)入門 ・Stata技術研修① ・計量経済分析入門 ・Stata技術研修② ・計量経済分析 ・季節調整法研修 ・季節調整法研修 ・SNA技術研修 ・Eviews技術研修 [外国人研修] ・SNA技術研修(研修所直轄招請)	[国内研修] ・統計人門課程(747人) ・統計基礎課程(118人) ・統計専門・応用課程(244人) ・特別コース(22人) ※延べ受講者数: 1,320人 ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数: 104人	[国内研修] ・本科(15人) ・統計人門課程(747人) ・統計基礎課程(118人) ・統計専門・応用課程(244人) ・特別コース(22人) ※延べ受講者数: 1,320人 ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数: 104人	無
統計部局の研修受 講実績	[統計入門課程(1人) ・統計専門・応用課程 ・特別コース(2人)]	[統計入門課程(1人) ・統計専門・応用課程(1人) ・統計基礎課程(10人) ・統計基礎課程(9人) ・統計専門・応用課程(20人) ・特別コース(7人)]	[統計入門課程(5人) ・統計基礎課程(32人) ・統計専門・応用課程(2人) ・統計基礎課程(9人) ・統計専門・応用課程(3人) ・特別コース(1人)]	統計部局に所属する主な統計開運職員については、入事評価の目標に 開運項目を設定
その他、統計部局職員として の人材育成に関する取組	無	無	無	無

府省名	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
統計部局における学等と の人事交流の実績(着手先 別業種者数、受入者数等)	無	[派遣] ・大学(2人)	[派遣] ・日本銀行(1人) [受入] ・日本銀行(1人)	無	無
統計部局の主催する統計関 係の研究会等(休会、懇談 会等を含む)への外部有識 者の活動実績	1 矢象どなる研究会等の数 ⇒ 6 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委 員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 132人(10人) 3 上記2のうち平成25年度新規参加者の数 ⇒ 36人	1 対象どなる研究会等の数 ⇒ 2 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委 員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 41人(0人) 3 上記2のうち平成26年度新規参加者の数 ⇒ 3人	1 対象どなる研究会等の数 ⇒ 8 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委 員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 29人(2人) 3 上記2のうち平成26年度新規参加者の数 ⇒ 0人	1 対象どなる研究会等の数 ⇒ 8 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委 員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 71人(2人) 3 上記2のうち平成26年度新規参加者の数 ⇒ 53人	無
統計部局職員による学会の の発表実績(参加者数／発 表論文数)	[大会等参加実績] ・2014年度新規開催学会(4人) ・公的統計のクローダータ等を用いた研究の新展開(1人)	無	[大会等参加実績] ・第25回東太平洋産業連携分析学会(1人)	無	無
統計部局職員による留学制 度や自己養成等(休業制度 の活用による大学院 の講義等の活用実績)	無	無	無	無	無
統計部局における統計関係 研修・セミナー等の実施状況	[研修] ・統計基礎コース(35人) ・統計実務コース(11人) ・統計理論コース(12人) ・統計活用コース(15人) ・通直企画する研修(67人) ※延べ受講者数: 184人、 ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数: 11人	[農林水産新計事部門職員研修(統計調査業務コース)(基 本)] ・農林水産統計事部門職員研修(統計調査業務コース)(応 用) ・農林水産統計事部門職員研修(管理者コース) ・農林水産新計事部門職員意識調査研修 ・農林水産新計事部門職員通信研修 ※延べ受講者数: 351人 ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数: 22人	[イ]コンによる産業連携分析 ・政策で使えるマクロ経済学基礎 ・統計基礎 ・政策で使えるマクロ経済学基礎 ・経済分析基礎 ・企業分析用 ・鉱工業指標 ・産業連携 ・経済・産業分析短期集中 等	[イ]コンによる産業連携分析 ・政策で使えるマクロ経済学基礎 ・統計基礎 ・政策で使えるマクロ経済学基礎 ・経済分析基礎 ・企業分析用 ・鉱工業指標 ・産業連携 ・経済・産業分析短期集中 等	無
統計省統計研修所の研修受 講実績	[受講] ・統計専門・応用課程(1人)	・本科(1人) ・統計入門課程(7人) ・統計基礎課程(1人) ・統計専門・応用課程(2人)	・統計入門課程(1人)	・統計入門課程(1人)	無
その他、統計部局職員として の人材育成に関する取組	[国連アジア太平洋統計研修所(MDGs指標に係る統計の 作成能力の向上コース)に講師として職員を派遣(1人) ・アフリカニスター統計局の職員来日時に説明を実施	無	[国連アジア太平洋統計研修所(MDGs指標に係る統計の 作成能力の向上コース)に講師として職員を派遣(1人)。ま た、聴講生として職員が参加(1人) ・財務省主催の座談会研修(産業連携分析について、生産統計の見方について)に講師を派遣(3人)	無	無

(注)掲載していない省等においては、特段の取組を行っていない。

資料6 統計関連業務の民間委託の状況

1 統計事務の民間委託の状況

統計関連業務のうち、統計調査に直接関連する統計事務の民間委託状況は次のとおりであり、平成26年度に実施した統計調査に係る事務については、228統計調査中190統計調査(全体の83.3%)において、何らかの事務について民間委託を実施している。また、統計事務の種類別民間委託の状況は、表1及び図のとおりである。

表1 統計事務の種類別民間委託の状況 (平成26年度)

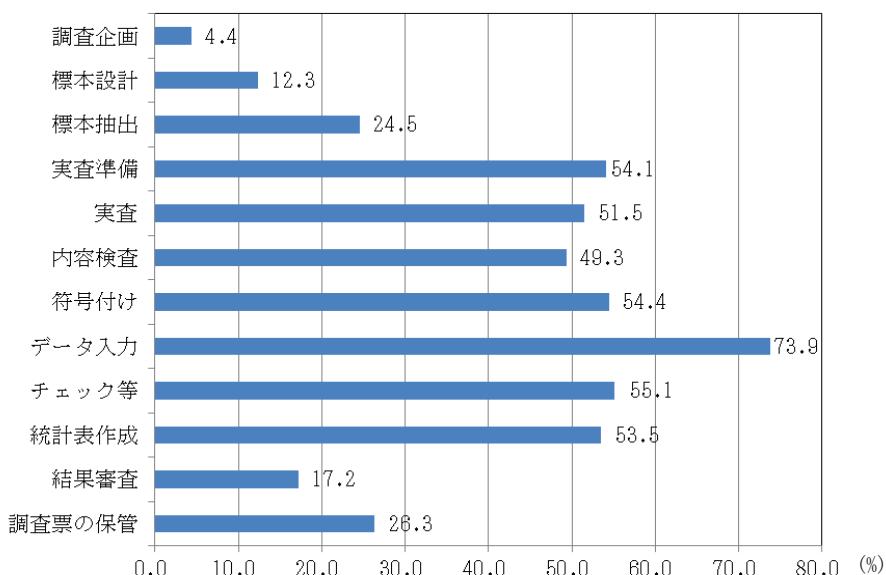
			統計事務の種類別件数												全統計調査件数 (注2)	
			調査企画	標本設計	標本抽出	実査準備	実査	内容検査	符号付け	データ入力	チェック等	統計表作成	結果審査	調査票の保管		
府省全体	当該事務が存在する統計調査	件数	228	162	159	222	227	225	79	218	227	228	227	224	228	
		件数	10	20	39	120	117	111	43	161	125	122	39	59	190	
		(割合(%))	(4.4)	(12.3)	(24.5)	(54.1)	(51.5)	(49.3)	(54.4)	(73.9)	(55.1)	(53.5)	(17.2)	(26.3)	(83.3)	
	(参考)うち独立行政法人等への委託を実施しているもの	件数	0	0	2	1	2	8	9	15	20	20	12	15	26	
		(割合(%))	(0.0)	(0.0)	(1.3)	(0.5)	(0.9)	(3.6)	(11.4)	(6.9)	(8.8)	(8.8)	(5.3)	(6.7)	(11.4)	
	うち地方支分部局	当該事務が存在する統計調査	件数	1	1	21	23	38	34	5	22	21	2	11	22	40
		うち民間委託を実施しているもの	件数	0	0	0	1	1	1	1	3	2	0	0	0	4

注1) 共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

注2) 「全統計調査件数」は、国の機関において平成26年度に実施された統計調査の総件数である。

注3) 「符号付け」は、語句や文章で記入された調査事項を分類基準に従って符号に変換する事務をいう。

図 統計事務の種類別民間委託の割合



なお、府省別民間委託の状況は、表2のとおりである。

表2 府省別民間委託の状況（統計事務）（平成26年度）

府省名	府省全体			うち地方支分部局	
	統計調査	うち民間委託を実施しているもの	(参考) うち独立行政法人等への委託を実施しているもの	統計調査	うち民間委託を実施しているもの
内閣府	11	10	0	1	0
総務省	17	16	12	0	0
財務省	6	5	2	4	0
文部科学省	14	9	0	0	0
厚生労働省	62	56	4	5	0
農林水産省	34	26	0	21	2
経済産業省	40	34	2	2	0
国土交通省	35	27	4	7	2
環境省	5	5	0	0	0
人事院	4	2	2	0	0
合計	228	190	26	40	4

注) 共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

資料7 基幹統計調査の承認一覧

(平成26年度)

実施府省	基幹統計調査の名称	承認年月日
総務省	小売物価統計調査	平成26年7月15日
	国勢調査	平成26年10月23日
文部科学省	社会教育調査	平成26年7月15日
	学校基本調査	平成26年7月30日
	社会教育調査	平成27年2月10日
厚生労働省	医療施設調査	平成26年4月1日
	患者調査	平成26年4月1日
	薬事工業生産動態統計調査	平成26年9月17日
	賃金構造基本統計調査	平成27年3月3日
	医療施設調査	平成27年3月26日
農林水産省	作物統計調査	平成26年5月30日
	農業経営統計調査	平成26年5月30日
	作物統計調査	平成27年2月18日
経済産業省	経済産業省生産動態統計調査	平成26年4月30日
	商業動態統計調査	平成26年7月10日
	経済産業省生産動態統計調査	平成26年7月17日
	商業動態統計調査	平成26年9月25日
	特定サービス産業実態調査	平成26年12月3日
	経済産業省特定業種石油等消費統計調査	平成27年3月27日
国土交通省	港湾調査	平成26年7月15日
	鉄道車両等生産動態統計調査	平成26年11月11日
	自動車輸送統計調査	平成26年12月15日
	内航船舶輸送統計調査	平成26年12月15日
	建設工事統計調査	平成27年1月15日

注) 本表は、法第9条又は第11条の規定に基づき平成26年度に総務大臣に申請された基幹統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料8 統計委員会における諮問・答申実績

(平成26年度)

諮問名	諮問者	諮問日	答申日
商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について	総務大臣	(平成26年 3月24日)	平成26年 6月16日
学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について	総務大臣	平成26年 5月12日	平成26年 7月14日
港湾調査の変更について	総務大臣	平成26年 5月12日	平成26年 7月14日
国勢調査の変更について	総務大臣	平成26年 6月16日	平成26年 10月20日
鉄道車両等生産動態統計調査の変更について	総務大臣	平成26年 7月30日	平成26年 10月20日
国民経済計算の作成基準の変更について	内閣総理 大臣	平成26年 9月10日	平成27年 3月23日
薬事工業生産動態統計の指定の変更について	総務大臣	平成26年 9月10日	平成26年 9月10日
社会生活基本調査（調査票B）に係る匿名データの作成について	総務大臣	平成26年 9月10日	平成26年 11月17日
社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について	総務大臣	平成26年 10月20日	平成27年 1月29日
内航船舶輸送統計調査の変更について	総務大臣	平成26年 10月20日	平成26年 12月8日
疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について	総務大臣	平成26年 11月17日	平成26年 12月8日
国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について	厚生労働 大臣	平成26年 12月8日	平成27年 1月29日
経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について	総務大臣	平成27年 2月19日	平成27年 3月23日
経済センサス・活動調査の変更について	総務大臣	平成27年 3月23日	審議中

注) 本表は、平成26年度に統計委員会において行われた諮問又は答申の実績についてまとめたものである。